

2020年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：80点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(商法)

第1問

いわゆる株主優待制度は会社法に違反するか否かについて、論じなさい。なお、解答にあたっては、株主優待制度の意義を明らかにすること。

(配点：40点)

(商法)

第2問

甲株式会社（以下「甲社」という）は、建築業を業とする会社法上の大会社でない公開会社であり、監査役設置会社である。甲社の取締役は、A、B、C、DおよびEの5名であり、代表取締役としてAおよびBが選定されている。甲社の監査役は、FおよびGの2名である。甲社の取締役会規則において、取締役会は毎月第2水曜日の午前10時から開催される旨が定められている。

Aは、営業部長等を歴任した後に、2018年6月から甲社の代表取締役に就任した。甲社の社内では、Aのそれまでの営業手法について、非常に優秀であるとの好意的な評価がある一方で、独善的で強引であるとの否定的な評価もあった。

2019年8月に、甲社の内部監査室のスタッフであるHは、Aが取引先との間で不透明な資金のやりとりに関与しているとの情報に接した。その内容は、取引先から甲社に対して工事代金について水増し請求をさせた上で、取引先からA個人に金銭を還流させるというものであった。

そこで、Hは、ただちに甲社の内部監査室長であるIに相談したが、いっこうに調査が進展しないことから、同年10月に、監査役Fに対して、上記のAに関する不透明な資金のやりとりについての報告をした。

報告を受けたFは、会社法上、どのような権限を行使することが可能か、説明しなさい。

(配点：40点)

＜出題の趣旨等 2020年度 商法＞

〔出題の趣旨〕

第1問は、株主優待制度の会社法違反の有無につき、関連条文、判例および学説の立場に言及して論じることができるかを問うものである。

第2問は、取締役会設置会社における監査役の権限の理解を問うものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 40点

第2問 40点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

まず、株主優待制度の内容を正確に説明することが求められる。その上で、会社法 109 条（株主平等原則）を中心に、会社法の各条文に照らして、各規定の株主優待制度との抵触可能性の有無について、判例および学説の立場にも言及して、適切に論じることが求められる。

・第2問について

まず、取締役らに対する事業報告徴求権および業務財産の調査権について説明することが求められる（会社 381 条 1 項）。次に、Aの行為が取締役としての善管注意義務・忠実義務に違反する可能性があることを指摘した上で、取締役会への報告義務（会社 382 条）および取締役会における意見陳述義務（会社 383 条 1 項）について説明することが求められる。その際、定例の取締役会が開催されるより前に、取締役会の招集を請求することや、それが功を奏さない場合に自ら取締役会を招集する権限があること（会社 383 条 2 項 3 項）についても説明することが求められる。さらに、当該行為によって著しい損害が生じるおそれがある場合には、差止請求権を行使できることについて説明することが求められる（会社 385 条）。

以上